

# 宇和島市教育委員会会議録

令和6年11月定例会

令和6年11月22日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和6年11月定例会 会議録

1. 開会日時 令和6年11月22日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美  
教育委員）木下 充卓、浅井 敬司、田村 裕子、  
中島 玲子、佐竹 克哉
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、  
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、  
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課長 日出山 輝、  
学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、  
教育総務課総務係長 島瀬 孫幸、同課総務係主任 児玉 泰宗
6. 付議事件  
報告第19号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例)  
報告第20号 専決処分した事案の承認について  
(財産の取得の追認について)  
報告第21号【追加議案】 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市吉田町ふれあい運動公園の指定管理者の指定について)  
議案第44号 宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価について
7. 説明及び報告事項  
(1) 宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区保存活用計画の一部変更について
8. 会議概要  
(1) 会議成立の報告  
○教育総務課長  
教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。  
それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

## (2) 開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

### ◎教育長

皆さんこんにちは。

今日11月22日は、二十四節季でいうと、小雪になります。

わずかな雪が降る頃という意味ですが、ようやく例年通りの朝晩の冷え込みがやってきたと感じています。ちなみに、いい夫婦の日でもあります。

それでは、資料2ページから4ページをもとに、今月の報告を行います。

文化の秋ということで、文化祭や学習発表会、連合音楽会などで子どもたちの頑張る姿を見ることができました。一方、芸能祭、隣保館まつりなどで、大人の方も元気に活躍される姿を拝見しました。

6中学校の文化祭では、合唱コンクールや部活動発表、総合的な学習の時間の発表、有志による出し物等、どの学校でも生徒が主体的・協働的に活動していました。ステージとフロアが一体となって、文化祭を成功させようという気概をどの学校からも感じました。

また、各地で秋祭が行われました。11月3日に愛媛県無形民俗文化財に指定されている吉田秋祭を拝見しましたが、お練り行列や牛鬼、鹿踊り等多彩に盛り込まれていて、大勢の見物客でにぎわっていました。

10月26日の伊達博物館開館50周年記念講演会は、城郭考古学者 千田嘉博先生の講演会、隈研吾氏とのトークセッション、関西学院大学建築学部生による宇和島城模型製作プロジェクトの発表等、盛りだくさんの内容でした。中でも代表して登壇し、城や石垣の魅力について語っていた中学生、高校生の言葉から、ふるさとの歴史や文化を愛し、守っていこうとする気持ちを感じて、とても頼もしく思いました。

10月29日に南予地区人権同和教育研究協議会が番城小と城東中で、11月6日に小学校体育専科教員による授業研究会が住吉小で、7日に愛媛県教育研究大会が明倫小と城南中で、19日に文部科学省人権教育研究指定校事業研究発表会が津島中で、それぞれ行われました。授業は、子どもたちと一緒に作り上げていくものであり、日々の教科指導や学級経営、教科経営、人間関係がその授業に表れると私は思っています。その意味ではどの授業も、先生方の日々の地道な積み重ねを感じるができる良い授業ばかりで、私自身大変充実した時間を過ごさせていただきました。

教育委員の皆様におかれましても、様々な会議やイベントに出席していただき、子どもたちや地域の方々と触れ合っていたいただきましたこと、感謝申し上げます。

以上で報告を終わりますが、質問意見等はございませんでしょうか。

それでは、今月は非公開案件はありませんので、議事に入りたいと思います。

## (3) 付議事件

### ◎教育長

報告第 19 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校給食センター所長

報告第 19 号「宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明します。

改正の目的については、学校給食における現状や課題等について、学校給食関係者からの意見を広く聴取し、学校給食の適正かつ円滑な運営に反映させるため、学校給食運営に関する調査審議機関を設置するものです。附属機関の名称は、「宇和島市学校給食運営審議会」とし、委員の定数は、「20 人以内」とします。

次に、設置を予定しています審議会の概要について、説明します。審議事項については、一つ目に、学校給食費に関すること。二つ目に、学校統廃合に伴う調理場の統廃合など、学校給食の運営に関することについて、調査・審議していただくこととしています。学校給食費については、食材価格の高騰により適正な保護者負担のあり方について見直しが必要となっており、令和 7 年度中に、重点的に調査・審議していただくことを考えています。委員構成については、学校長代表、保護者代表、学識経験者等を予定しており、任期は 2 年以内とします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎田村委員

この審議会は、一定期間、例えば、給食費の見直しが終わったら解散ではなく、今後ずっと継続される審議会でしょうか。

○学校給食センター所長

はい。給食費の件が終わった後も続けていく予定です。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは、報告第 19 号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

挙手全員で報告第 19 号は報告どおり承認します。

続いて報告第 20 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

9 ページをご覧ください。

報告第 20 号「財産の取得の追認」についてご説明します。

先ずは、提案理由について、少し詳しくご説明しますと、現在本市では、概ね 4 年毎の教科書改訂に併せて、教師用指導書を購入し、次回改訂時まで学校現場で使用しています。今年度は、小学校教科書の改訂年度にあたるため、4 月に入ってから教師用指導書購入の手続きを進め、授業が始まるまでには、市内全校に必要な分が行き渡るようにしています。この指導書購入に関する事務手続きについては、今年度も例年同様の方法で進めたところですが、一部契約において不適切な事務処理のもと、購入していたことが判明しました。

その内容ですが、“1 件の契約で購入した指導書の総額が 20,000 千円を超えたものがあった”ということです。本市条例では、予定価格 20,000 千円以上の財産取得については、議会の議決を経て購入する旨が規定されていますが、今年度は 2 件、令和 2 年度に 1 件、合わせて 3 件の契約が 20,000 千円を超えており、何れも議決を経ることなく購入していました。

当議案で示している取得価格は 23,111.99 千円で、議決を要する 20,000 千円を超えており、令和 2 年 4 月 1 日に契約しているものです。

過去に購入済のものでありますので、「追認」という形で議案を上程したところでは、

続きまして、13 ページをご覧ください。

先程ご説明したものと提案内容は同じですが、対象としている取得価格などが異なります。今回の取得価格は 34,407.01 千円で、令和 6 年 4 月 1 日に契約したものです。当件についても、過去に購入済のものでありますので、「追認」という形で議案を上程したところでは、

続きまして、15 ページをご覧ください。

当議案の提案理由も、先程の 2 議案と同様ですが、対象としている取得価格などが異なり、26,127.09 千円の取得価格、令和 6 年 4 月の契約です。

当議案についても、他の 2 議案同様、既に購入済でありますので、「追認」という形で上程したところでは、

#### ◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

#### ◎木下委員

金額が 20,000 千円以上とかなり高額ですが、宇和島市だけでなく愛媛県下でも同じ状況の事例はありますか。

#### ◎学校教育課長

他の市町の情報がまだ入ってきていませんので、条例に従って処理されているだろうと考えています。

#### ◎木下委員

手続き上の問題ですので、今後このようなことがないように、4年に1回、前回の令和2年までさかのぼっていますので、気をつけていただけたらと思います。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、報告第20号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第20号は報告どおり承認します。

続いて報告第21号について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

18ページをご覧ください。

報告第21号、専決処分した事件の承認についてご説明します。内容は、「宇和島市吉田町ふれあい運動公園の指定管理者の指定について」です。

21ページをご覧ください。

宇和島市吉田町ふれあい運動公園の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、「公の施設指定管理者選定委員会」で選定した、有限会社スポーツコミュニティを指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定すること及び議会の議決を求めることを市長に意見を申し出ることについて専決処分しました。

候補者の選定方法等については、公募で募集を行い、10月23日に「公の施設指定管理者選定委員会」を行いました。合計1社の応募があり、委員会で選定した結果、600満点中479点となり、有限会社スポーツコミュニティが選定されました。現指定管理者は株式会社フジ・スポーツ&フィットネスですが、今回選定されたスポーツコミュニティは、現在もフジと共同で運営に係わっており、指定業者が変更となっても管理運営に問題はありません。

次に、予算については、令和6年度6月補正予算において、宇和島市吉田町ふれあい運動公園指定管理料として令和7年度から令和12年度の5か年分を債務負担行為として240,000千円計上しています。最後に、管理運営経費については、指定管理料の提案上限額である、年額48,000千円、5か年240,000千円で提案を受けております。

以上で、「宇和島市吉田町ふれあい運動公園の指定管理者の指定について」の説明を終わります。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、報告第 21 号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 21 号は報告どおり承認します。

続いて議案第 44 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第 44 号「宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価について」です。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が行った昨年 1 年間の事務管理、執行状況などをまとめ、学識経験者にチェックいただいたものが別添です。なお、本日も承認いただけましたら、議会に提出し、公表する予定としています。

それでは、別添報告書の 2 枚目、目次をご覧ください。

上段の 3 箇所の網掛け部分の「Ⅰ はじめに」から「Ⅲ 各基本方針・基本施策の点検・評価」のうち、Ⅲは各課からの説明となります。

4 枚目、1 ページをご覧ください。「Ⅰ はじめに」のうち「1 趣旨」は先ほどの法の規定をまとめたものとなっています。

「2 点検・評価の対象」は、表にありますように、令和 4 年 3 月に策定した教育振興基本計画の基本方針、基本施策の項目ごとに点検・評価を行っています。

「就学前・学校教育分野」では基本方針を 6 項目とし、全部で 20 の基本施策を進めているところです。

2 ページをご覧下さい。

以下「生涯学習分野」、「文化芸術分野」、「スポーツ分野」、「人権同和教育分野」ごとに基本方針を挙げており、その実現のため、それぞれの基本施策を展開していくという構成となっています。

3 ページをご覧ください。「3 点検・評価の方法」です。

まずは、関係各課で、今ほどの各分野の基本施策毎に主な取組、成果・課題と今後に向けた取組方針、成果指標など自己評価を行いました。

その後、10 月 30 日、事前に取り組み、課題などをまとめた調書に基づき 2 名の

学識経験者による各課ヒアリングを行い、詳細チェックをいただいています。

次に、「Ⅱ 教育委員会の活動状況」として、教育委員会の構成、教育委員の状況を示しています。

昨年度は、教育長と教育委員5名の、計6名体制で実施をしており、1名の教育委員が任期満了に伴う交替がありました。

4ページをご覧ください。

上段①は会議の開催状況、②は議案の付議状況です。昨年度は13回開催し、110件の議案を付議しています。

教育委員会会議以外は、昨年11月に実施しました岐阜県での自由進度学習、不登校支援等の研修や定例の県内研修の状況を掲載しています。

5ページは「Ⅲ 各基本方針・基本施策の点検・評価」として、PDCAサイクルで検証、評価を行うこととしており、自己評価をSからDの5段階で総合評価を行っています。

6ページから8ページまでが、基本方針毎にまとめました5段階評価の一覧となっています。

これから各課個別の説明に移ります。

24ページ下段をご覧ください

「就学前・学校教育分野」、「基本方針2 資質・能力を育む教育の推進」の「基本施策4 特別支援教育の充実」の項目をご説明します。

当課は関係課の1つとして、ハード面から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に携わっています。

25ページをご覧ください。

昨年は、主な取組、成果として、2小学校と連携し、校舎内の移動のため、階段昇降機、段差解消改修、エアコン、パーテーションなどの整備を行っています。

下段の課題にも記載していますが、特別支援学級の新設決定が、例年、年末から年明けとなるスケジュールですので、決定後は「施設改修や設備整備」を速やかに行う必要がありますが、大規模となる場合は、完了に相当の期間が必要となるというジレンマがあります。

26ページ、学識経験者の意見、下から2番目の記載内容をご覧ください。

ご意見にもありますように、予算の壁に関するご心配のご意見ですが、担当課としても、引き続き、特別支援担当や学校現場とも連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、特別支援教育の充実に努めたいと考えています。

教育総務課は以上です。

#### ○学校教育課長

学校教育課は、「就学前・学校教育分野」から、「基本方針3 豊かな心を育む教育の推進」と「基本方針6 信頼される教育環境の整備」についてご説明します。

まずは、資料28ページをご覧ください。



「豊かな心を育むための教育」の成果指標の一つとして、「1,000人あたりの不登校児童生徒の割合」を掲げておりますが、基準値である令和2年度と比べて、令和5年度は小学校で約3倍、中学校で約1.5倍と、非常に厳しい状況です。いじめの早期発見と対応、不登校の未然防止と改善については、「キモチまじわうトコロ相談ポスト」事業や城東中学校における校内サポートルーム設置事業などに取り組んでおり、一定の成果を上げているところではありますが、今後も、関係機関と連携して一層の取組強化に努めていきたいと思っております。

続いて、57ページ、58ページをご覧ください。

特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育環境を整えるため、令和5年度より、通級指導教室で巡回指導を開始しました。対象となる児童生徒のうち、約2割の児童生徒がこの巡回指導を利用しており、支援の機会確保につなげることができました。今後も、担当する教員の負担を考慮しながら、事業を継続していきたいと考えています。

学校教育課からは以上です。

#### ○生涯学習課長

68ページをご覧ください。

生涯学習分野としては、大きく3つの基本方針に区分してはありますが、そのうち「基本方針2 学校家庭地域の連携による地域づくり」についてご説明します。

この、「学校と家庭と地域の連携」を推進するために実施する施策として、現状と課題に記載している「地域学校協働活動」や「放課後子ども教室」、「うわじま土曜塾」、「家庭教育支援活動」、並びに、防災意識を高める学習・啓発を地域住民とともに進める地域防災教育に取り組んでいます。

成果指標としては、各事業への参加者・利用者の人数を指標として掲げてはありますが、令和5年度の実績値との比較においては、地域学校協働活動は目標を達成、土曜塾、家庭教育支援活動については、コロナ禍による落ち込みから未だ回復途中といった状況です。総合評価としてはB判定とし、ある程度目標どおりの成果を上げたものとしています。

72ページ下段にあります、いただいた意見としては、「学校運営協議会や地域学校協働活動の意義が高まりつつある」とされ、「今後のさらなる発展を希望する」との評価をいただいております。

生涯学習課は以上です。

#### ○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課は、文化芸術分野とスポーツ分野についてご説明します。

文化芸術分野は「文化芸術を担う人材の育成」、「市民の文化芸術活動の活性化」、「市民が誇れる歴史文化の継承」の3つを基本方針としています。

79ページをご覧ください。3つの基本方針すべてに共通することですが、現在は、少子高齢化や過疎化の影響もあり、市内で文化芸術活動を行っている人が減少傾向

にありますので、担い手の確保や育成が課題となっています。市民が日頃より文化芸術に触れることができるよう、市民文化祭・南予美術展・各種イベントを実施し、子ども向けには体験・参加型のワークショップや舞台芸術鑑賞の機会を提供しました。

90 ページをご覧ください。

「基本方針3 市民が誇れる歴史文化の継承」としては、宇和島市には、有形・無形多くの文化財がありますが、宇和島城に関して、後世に確実に継承していくため、「史跡宇和島城整備基本計画」を策定しました。文化財保存に関しては、維持管理団体への補助金支出や学芸員を窓口として、保存管理方法の相談等を行っていますので、今後も、取組を継続したいと考えています。

100 ページからのスポーツ分野では「「する」スポーツの充実」、「「みる・みせる」スポーツの充実」、「「支える」スポーツの充実」、「気軽に利用できる「場所」の充実」の4つを基本方針としています。幅広い世代を対象としてさまざまなスポーツ・レクリエーション事業や各種大会を実施し、地域を核としたスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ団体が開催する大会等の会場の確保や関係団体への情報提供などを行いました。「全日本大学選抜相撲宇和島大会」、「関東から九州までの選手が参加するクライミングの宇和島カップ」など、全国レベルの大会が観戦できる機会の確保なども行っています。スポーツ交流センターの屋内クライミング施設は、全国でも珍しい屋内施設ですが、学識経験者の方より、「施設の存在を知らない市民もいるのではないか」とのご意見もありましたので、指定管理者と協議しながらPRに務めたいと考えています。

#### ○伊達博物館長

続きまして、伊達博物館に関しては、「文化芸術分野」の3つの基本方針のうち、「市民が誇れる歴史文化の継承」について、ご説明します。

90 ページをお願いします。

「現状と課題」の4番目にも記載していますが、現伊達博物館は、経年劣化が著しいことから、耐震性やバリアフリーに対応した、新たな博物館として、歴史文化の発信や観光の拠点となるよう、改築事業を進めているところです。成果指標としては、博物館への入館者数を掲げています。記載の目標値は、令和10年春開館予定の新伊達博物館における数値としているため、現博物館の入館者数とは大きな隔たりのあります。入館者は、コロナ前の水準には至りませんが、増加傾向にあります。今後とも、より魅力のある展示と効果的な広報・周知が必要であると考えているところです。

98 ページの下段をご覧ください。

「学識経験者からいただいたご意見」にもありますように、3施設の共通券の活用等により、伊達文化エリアの更なる魅力発信に努めます。

伊達博物館は以上です。

## ○人権啓発課長

人権・同和教育分野では、「人権・同和教育及び啓発の推進」と「人権擁護及び相談体制の充実」の2つの基本方針のもと、人権・同和教育の推進等、3つの基本施策を行いました。

119 ページをご覧ください。

「基本方針1 人権・同和教育及び啓発の推進」についてご説明します。

当課では、互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される市の実現を目指し、市民対象の市民啓発講座、旧1市3町で実施する特色ある集い、就学前・小中高の学校教育・社会教育の実践報告を基に研究協議する研究大会、企業等への研修会等に取り組みました。また、人権の指導者となるべき市職員・教職員・人権に造詣の深い有識者等への研修会を実施し、意見交換等情報を共有しました。学識経験者のご意見のとおり、全ての人権課題に対し自分事として考え、行動できるよう人権教育、啓発に取り組みたいと思います。

127 ページをご覧ください。

「2 人権擁護及び相談機能の充実」についてご説明します。

相談支援体制の充実を図るため、法務局や愛媛県と連携し、人権相談の開催や相談窓口の周知を広報やホームページ、防災無線等で行いました。学識経験者のご意見にもありましたが、人権相談は個人情報等も含まれるため、各種機関との綿密な情報交換を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

人権啓発課は以上です。

## ○学校給食センター所長

40 ページをご覧ください。

学校給食センターは、就学前・学校教育分野から「基本方針4 健やかな体をはぐくむ教育の推進」、「基本方針3 食育・健康教育の推進」をご説明します。

主な取組にもあるように、地産地消の推進と児童生徒へ地元食材への関心を深めてもらうことを目的に、地元産食材を使用した学校給食を定期的に提供するよう努めています。次のページの成果にありますように、地元産食材を使用した給食1食につき50円を上限に、学校給食を運営する学校及び団体（学校給食会）に補助を行っています。また、地元養殖魚（真鯛、鰯）を使用した給食を提供した場合、その購入に係る費用を補助しました。

次のページをご覧ください。

学識経験者のご意見にも、地元食材を使用した学校給食の提供とあり、今後地産地消を推進していくよう予定していますが、子どもたちに地元産食材をアピールできるよう努めたいと考えています。

## ◎教育長

各課より説明がございましたが、質問・意見等ありませんか。

◎浅井委員

全体的に、成果指標の目標値がそれぞれ約5年先の令和10年度になっていますが、この理由を教えてください。

○教育総務課長

現在、教育振興基本計画と教育大綱を教育委員会として策定していますが、それぞれの期間が5年と7年です。次回の教育振興基本計画に向けて、施策の進捗状況や効果の検証等を行うこととしており、次回見直しの年度が令和10年度ですので、それを見越した指標目標値となっています。

◎浅井委員

説明で理由はわかりましたが、数値が令和10年度の目標値になりますので、今の達成状況としては、一部隔たりがあるのではないかと感じました。

○教育総務課長

その点に関しては、基礎にした指標がコロナ禍の影響により、入館者数・来客数等においては激減した部分もありました。一方、指標の中には、将来に向けて右肩上がりになるよう設定されているものもありますので、それぞれの指標ごとに少し考え方が違うところがあるのではないかと考えています。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、議案第44号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第44号は原案どおり可決します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1) 宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区保存活用計画の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

23ページをご覧ください。

宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区保存活用計画の一部変更についてご説明します。

津島町岩松の重要的建造物群保存地区については、昨年度、岩松の町並みを保存する保存活用計画を策定し、保存方針を定めています。その計画では、保存すべき

物件を特定物件として指定していますが、今年度同地区内において新たに3件の物件について同意がとれましたので、伝統的建造物リストに3件追加するものです。

25 ページ左側の赤字をご覧ください。家屋番号 72 岩松甲 855-14

続いて同ページ右側をご覧ください。家屋番号 91 岩松甲 810-2

続いて 26 ページ右側をご覧ください。家屋番号 119 岩松甲 980-1

この3件を追加します。その他、「本堂」・「納骨堂」・「寺社」を「社寺」に、「酒蔵」を「土蔵」に文言修正をしています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎田村委員

3件が特定物件に指定されましたが、こちらは3件とも家主からの依頼ではなく、市の担当者が説明をしてご納得いただいたのでしょうか。

○文化・スポーツ課長

昨年度から説明をして登録をお願いしていましたが、選定前では選定を受けることがどういったことなのか説明が十分でなかったところもありました。今回、選定を受けて補助率等が上がることにより、修繕、改修を検討するにあたり登録をしたいと申し出があったり、地元に住んでいなくてなかなかコンタクトがとれずにいましたが、今年になりようやく同意が得られた等で3件の追加となっています。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

ご意見等ありませんか。

○文化・スポーツ課長

27 ページをご覧ください。

令和6年11月19日に専決処分した「物損事故の和解について」ご報告します。  
令和6年6月18日に城山の斜面部より岩石が落下し、倉庫の外壁を損壊するという事故が発生しました。市の過失割合10割、賠償金693千円で和解しましたので、ご報告します。

◎教育長

続いて、お願いします。

○文化・スポーツ課長

追加配布の資料をご覧ください。

昨年12月15日に津島町岩松地区が、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたことを記念して、12月1日（日）13時から岩松公民館でシンポジウムを開催します。内容は、工学院大学理事長の後藤治先生の基調講演やパネルディスカッション、岩松小学校・津島中学校・宇和島東高校津島分校の児童・生徒たちの学習発表もあります。お時間のある方は、ぜひ、お越しください。

#### ◎教育長

続いて、お願いします。

#### ○教育総務課長

学校統合に関する報告です、別紙をご覧ください。

10月の定例会議以降の動きをお知らせします。まず、10月29日（火）に三浦小の保護者説明会、第1回目を実施しました。三浦小学校では、統合目標年度を令和8年度に番城小学校に統合する方針、児童数推移、通学方法、跡地利用、閉校事業など統合スケジュールの案などをご説明しました。

統合は、子どもへの環境変化が大きく、重要な問題ですので、一度持ち帰り、ご家庭で話をしていただき、日を改めて協議を行う予定としています。

次に、11月6日（水）に結出・遊子地区の統合準備協議会の第1回目を実施しました。

第1部は全体会で、統合に必要な項目や通学方法などを説明し、閉校記念式典などの説明を行いました。

休憩をとって、第2部として、結出地区跡地利用検討部会を開催、結出小学校の施設概要を教育総務課から、学校跡地利活用進め方など跡地利活用基本方針を企画課からご説明しました。

11月17日（日）は吉田地区統合準備協議会委員の方々を対象に、新校舎の内覧を実施しています。19名の方々にご参加いただき、新校舎を見て頂き盛況に終わりました。

最後に、今後の予定として、11月28日（木）は2回目の三浦小学校保護者説明会、12月2日（月）は下灘小学校の保護者説明会を予定しています。

#### ◎教育長

続いて、お願いします。

#### ○人権啓発課長

別冊資料をご覧ください。

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入」についてご説明します。

3ページをご覧ください。

制度導入に関するスケジュールについては、先月25日に学習会を開催したところではありますが、現在、制度内容について、精査しているところであり、今後、随時進捗状況等のご報告を行います。

制度の周知方法については、市広報、HP、人権だよりで、啓発については、チラ

シやグッズを作成し、令和7年度4月から制度の施行を考えています。

4、5ページをご覧ください。

また、当市の行政サービスとしては、市営住宅の入居申請や保育園・認定こども園の利用給付認定の申請など他市町と同様のサービスとなりますが、独自のものとしては、6の記念品（真珠製品引換券）の配布となります。制度導入後に新たなサービス等の模索を含め、柔軟に対応していきたいと考えています。

◎教育長

まとめでの報告になりましたが、今の説明でご質問やご意見ありましたらお願いします。

◎中島委員

三浦小学校での第1回説明会は、どのような感触でしたか。

○教育部長

色々のご意見をいただきましたが、否定的ではなかったと思います。

ご質問いただいた中で、「統合前に交流等はどのようなことができるのか。」「今までの統合の例として、子ども同士はうまくいっているのか。」等、統合後に関する質問が非常に多く、「なぜ統合しないといけないのか。」等批判的なご意見はなかったように感じましたので、比較的冷静に受け止めていただいたという印象です。

次回は11月28日に予定しており、その時にご家庭や地域で話し合った内容のご意見をいただけるものと思います。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎木下委員

下灘小学校の保護者説明会についてです。

下灘地区は距離の関係から、統合はしばらくは考えていない方針でしたが、地元から要望が出たと伺いました。これは、児童数が少ない等のご意見でしょうか、それとも、まずは津島の統合についての話が聞きたいといったご意見でしょうか。

その辺り、どういった経緯で地元から要望が出たのか教えていただけますか。

○教育総務課長

学校運営協議会においても様々なご意見があったと伺っています。

内容は今回の統合方針においては、下灘地区に関しては距離的な部分、特に由良半島から通う子どもたちの通学距離や、前回の統合の状況も踏まえて、現状維持としましたが、「なぜなのか」といったご意見です。おそらく中一ギャップに関するご意見が多いのではと思います。

津島地区で下灘地区以外が令和9年度に統合するのであれば、一緒に統合したいといったご意見もあると思いますが、今回、下灘地区については統合しない方針である旨をご説明しようと考えています。

当日どのようなご意見が出るか全くわかりませんが、我々の説明をご理解いただ

いたうえで、今後協議を重ねてどのようになるかはまだ不透明です。

◎木下委員

地元地区からそのような要望が出たということで、教育委員会としての方針をきちんと説明しつつ、一番は地元の子どもたちや保護者、地域の方々のご意見が大切ですので、丁寧に声を吸い上げて、地元地区のご意見を聞いて決定していただけたらと思います。

◎教育長

他ございますでしょうか。

○伊達博物館長

伊達博物館の改築事業について一点報告事項があります。

今週 18 日（月）に新伊達博物館建設工事について、入札の公告をしました。予定価格は 4,197,609.9 千円で、開札日が 12 月 25 日（水）となっています。今後事業の進捗等ありましたら、またご報告します。

◎教育長

そのほかご意見等あればお願いします。

次回の定例会の日程ですが、12 月 23 日（月）を予定しています。

(6) 閉会宣言（午後 5 時 00 分）

◎教育長

それでは以上もちまして、11 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。